

平成27年教育委員会第11回定例会会議録

開会日時 平成27年11月10日 午前 10時00分
閉会日時 同 上 午前 11時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 塚 本 亨
同職務代理 天 宮 久 嘉
委 員 松 本 實
委 員 杉 浦 容 子
委 員 竹 高 京 子
教 育 長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	駒崎 彰一
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 齊藤 正幸

開会宣言 委員長 塚 本 亨 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 塚 本 亨 委員 天 宮 久 嘉 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

出席員は定足数を満たしておりますので、ただ今から平成27年度教育委員会第11回定例会を開会いたしたいと思います。

本日は議案等7件、報告事項等10件、その他が3件となっております。

会議録の署名は、私に加えて、天宮委員、塩澤教育長にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第55号「平成27年度葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案第55号「平成27年度葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。なお、この提案理由につきましては、第59号まで同様でございますので、以下については省略をさせていただきます。

それでは、今般、別添の予算案について異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

資料の予算書の3ページをごらんください。歳入の欄、20の「特別区債」でございます。こちらについては補正額1億円でございます。

続きまして同じく予算書の9ページをごらんください。歳出の部分で、校地の取得経費でございます。堀切小学校第二校庭用地取得費、こちらは土地開発公社からの取得になってございます。補正額は1億1,154万4,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。各委員からのご質問、ご要望等ございましたらお受けしたいと思います。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 ご説明ありがとうございます。歳出の部の補正額で、堀切小学校第二校庭用地取得費というご説明がございました。これは第二校庭用の土地の取得ですが、取得後の堀切小学校の総敷地面積を教えてくださいませんか。

○委員長 学校施設課長、お願いします。

○学校施設課長 済みません。面積につきましては、後でお調べしてご報告申し上げます。

○委員長 杉浦委員、いかがでしょう。

○杉浦委員 はい、結構です。

○委員長 では、ほかにどなたかいらっしゃいますか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 55 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 55 号「平成 27 年度葛飾区一般会計補正予算（第 3 号・教育費）にかかわる意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして議案第 56 号「葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは議案第 56 号「葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。条例の内容は区の各部にわたるものとなっておりでございますけれども、教育委員会関連箇所についてご説明をさせていただきます。

今回改正されます個人番号条例に関しましては、先に行われました教育委員会の第 9 回定例会におきまして、条例案に対する意見聴取が行われ、区議会の第 3 回定例会で制定されたところでございます。この条例におきまして、教育委員会が個人番号を独自に利用する事務として、就学援助事務を定めたほか、学校保健安全法による医療費援助事務や就学援助事務に関して、教育委員会と区長部局間で特定個人情報を提供する場合等について定めたものでございます。

それでは、申しわけございません。資料のほう 9 枚おめくりいただきますと、新旧対照表が出てございますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。新旧対照表でございます。左が現行、右が改正案となっております。

まず 1 ページ目の第 4 条第 2 項の改正でございますけれども、こちらは法第 9 条第 2 項に基づきまして、同一機関内、つまり教育委員会なら教育委員会の間、それから区長部局であれば区長部局の内部で個人番号を利用する各事務の間でそれぞれ特定個人情報を利用することについての規定となっております。

さらにこの第 4 条第 2 項に基づきまして、具体的な事務を新たな別表第 2 として定めてございます。こちらは新旧対照表の 3 ページ目、1 枚おめくりいただきますと、3 ページ目から新たな別表第 2 がございます。こちらも教育委員会関係では 48 項目目ということで、済みません、ページが飛びます。16 ページ、一番最後になります。一番最後のところで、先ほど申し上げました学校保健安全法に基づく医療費援助事務の執行に際しまして、対象者が就学援助の認定者となりますことから、就学援助に関する情報を利用するというように定めてございます。なお、この新たな別表第 2 が追加されたことによりまして、従前、前回の制定のときに別表 2 とされていたものが別表第 3 となってまいります。

次に、説明が前後して恐縮なのですが、この新旧対照表の 2 ページ目にお戻りいただきます

と、こちらは別表第1ということで、区の独自利用事務を定めたものでございますけれども、こちらの12項目目ということで、区長部局におきまして、生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務というのを新たに定めてございます。生活保護法に関する事務に関しては、既に条例に定められているところですが、外国人に関しては生活保護法の適用対象となっておりませんので、別途、国の通知に基づき、事務を執行しているということで、根拠規定により新たな項目出しが必要になったということでの改正になってございます。

このことを踏まえまして、済みません、またページが飛びます。新旧対照表の17ページ、一番最後のページになります。こちら、新たな別表第3ということでございます。区長部局と教育委員会との間で特定個人情報の提供を行う事務を定めている表ですけれども、区長部局が行う中国残留邦人等の支援給付等の支給に関する事務と生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務で、医療費支給の状況の確認のため、教育委員会で行います医療費援助事務の特定個人情報が必要となるということで、区長部局が新たに求めてまいりましたので、教育委員会から特定個人情報を区長部局に提供することを2、3項目目として追加したものでございます。

一方でこの別表第3の5項目目、18ページになります。一番最後のページになりますけれども、教育委員会が行う就学援助事務に必要な特定個人情報として、生活に困窮する外国人に対する生活保護の情報を外国人生活保護関係情報として追加したところでございます。

その他、下線が引かれている改正部分がありますけれども、所要の文言整理となっておりまして、内容自体に影響を与えるところではございません。

最後に、施行予定の年月日でございますけれども、平成28年1月1日としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま、学務課長よりご説明をいただきました。委員の方からのご意見、その他ご質問をお受けしたいと思います。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 今回は、個人番号の利用と特定個人情報の提供に関する条例の一部改正ということで、異議はございませんが、今、マイナンバー制度については、区民の方もわからないことがたくさんあるようです。先日も消費者センターにて、東京都の方が番号制についてご説明していただきましたが、区民の方から質問されても即答ができなかったという状況です。やはりいろいろ、わからない面や混乱があるかと思えます。私も十分にわかっておりません。区民の方には丁寧に教えていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 学務課長。

○学務課長 委員のご指摘のとおりでございまして、法律自体も、今の説明のとおりちょっと入り組んだものとなっておりますので、一般のご利用者の方には制度も含めて丁寧なご説明

を窓口等でもしていきたいと考えてございます。

○委員長 杉浦委員、よろしいですか。

○杉浦委員 はい。

○委員長 ほかにどなたかございますか。

学務課長からご説明いただきました。マイナンバーの通知確認に関しても混乱があるようですから、今、杉浦委員ご指摘いただきましたように、そういった意味では各責任ある部署間での横の連携、特にサービスということを、委員長のほうからもぜひお願いしたいと思えます。

それでは、お諮りいたします。議案第 56 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 56 号「葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 57 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは議案第 57 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

まず、今回の条例改正の経緯でございますけれども、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法と言われるものでございますが、この施行に伴いまして、本年 9 月 30 日に公布されました地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令が翌 10 月 1 日から施行されてございます。

この政令の中では、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正が行われておりまして、この改正内容に区の条例も合わせたものとなっております。

それでは、改正の内容でございますけれども、資料を 3 枚おめくりください。こちらに新旧対照表がございます。新旧対照表は付則の改正になってございますけれども、本条例ではもともと付則によりまして、この条例によります年金支給の額をほかの法律による年金支給がある場合には額を調整することが定められているものでございます。例えば新旧対照表の 2 ページ目をごらんいただきますと、傷病補償年金に関して、厚生年金法、それから国民年金法等のベースによりまして、右側、0. 幾つというふうに書いてある右側の率を乗じることでそれぞれ調整を図っているという仕組みになってございます。

今回、被用者年金一元化法では、公務員及び私学共済年金が厚生年金に統一されるとともに、国家公務員、地方公務員ともにいわゆる追加費用対象期間、これはちょっとわかりづらいのですが、国家公務員、それから地方公務員の各共済法の施行前に公務員であった期間のことを申します。恩給等の関係なのですけれども、こちらの受給期間がある方たちの年金額の引き下げというのが図られてございます。この方たちに対しては独自の支給額算定方法が今回の法改正で行われているということになってございます。

このことから、これまで現行の、例えば傷病補償の（１）欄のように、厚生年金との調整を図ることとしていた規定に、改正案のように法で追加費用対象期間を有する場合を加えたものでございます。この被用者年金一元化法の附則第何条によるものというのが、その部分になってございます。

また、（２）のほうでございますけれども、こちらでは各法による基礎年金の部分の調整を規定しているのでもございますけれども、今回の条例改正部分は年金一元化法適用前に支給の事由が発生いたしまして、改正前の制度が適用される方に関する各年金制度との調整というのを制定したものでございます。

ということでございまして、これらの改正を各公務災害補償に係る各年金ごとに行うとともに、法令の規定に合わせた文言整理を行ってございます。

それから最後に施行期日でございますが、公布の日からを予定してございます。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま、学務課長よりご説明をいただきました。委員の方からのご意見、ご質問ございましたら、お受けしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 57 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 異議なしと認め、議案第 57 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 58 号「葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは議案第 58 号「葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

主な改正内容としては二つございます。

一つ目でございます。本年9月の本委員会第9回定例会でご報告いたしました、使用料等の見直しに関する報告に基づくものでございまして、郷土と天文の博物館講堂の使用料等の改定と、講堂等使用に係る使用単位、すなわち利用時間枠の改正でございます。

具体的には3枚おめくりいただきますと、新旧対照表が出てまいります。その2ページのところの第10条と同じく、1枚おめくりいただいて、2ページから3ページにかけてございませす別表第4のところになります。別表第4にございますように、今般、地区センター等の地域コミュニティ施設が、利用機会の拡大ですとか、施設の有効活用などを図るために行います午後4時間の利用時間枠を残しつつ、細分化した2時間枠を併設するという規定改正に合わせて、郷土と天文の博物館につきましても、午後の使用単位の時間を午後1時から午後5時半までに改めるとともに、それを2分割した2時間の使用単位を新たに設けます。

さらに、午後の使用単位の時間が延びることに伴いまして、夜間の使用単位の時間を午後6時から9時までに改めます。その上で時間等の変更のない午前の使用単位を含めました各使用単位に応じた講堂の使用料とそれに伴います備付器具の使用料等について改定を行うほか、所要の文言整理を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、使用単位である利用時間枠の細分化に伴いまして、他の施設でシステム改修等が必要になることから、平成28年10月1日としているところでございます。

二つ目の内容でございます。平成24年1月から試行として実施してまいりました郷土と天文の博物館の年始開館について、試行の状況を踏まえまして、平成28年1月、今年度の1月でございますけれども、本格実施に移行することに伴うものでございます。

具体的には、ただいまの新旧対照表の1ページでございます。第4条のところに休館日の定めがございますけれども、この休館日から年始開館日でございます1月2日と1月3日を除くものでございます。

本格実施になりましても、内容につきましては現行と変わるものではございませんけれども、試行の状況を踏まえて、十分ニーズがあるということで、本格実施に踏み切りたいということで、この規定の改正を行うものでございます。

なお、施行期日でございますけれども、先ほど申し上げましたように、来年の1月から本格実施することございまして、公布の日から施行ということで考えているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの生涯学習課長の説明について、各委員からのご質問、要望等ございましたらお受けしたいと思います。

杉浦委員。

○杉浦委員 休館日のことですが、「1月1日及び同月4日」というご説明がありました。来年

の1月1日から実施とおっしゃっていましたか。

○委員長 生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 来年の1月から本格実施いたしますので、この規定の改正を公布の日から施行として1月をカバーできるようにしたいというご説明を申し上げました。開館日は1月2日、3日でございますので、現在は、1月1日から4日まで休館日になっておりますので、そこで2日、3日を除くという改正をするということでございます。

○杉浦委員 そうしますと、最後の4ページのところに、施行期日、「この条例は、平成28年10月1日から施行する」と記載があります。これは全体的な改正が10月1日と認識してよろしいのですか。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 少しわかりづらいのですけれども、大きく二つございまして、使用料の改定に伴うものと、今申し上げた年始開館の部分でございます。ただし書きにございます「第4条の改正規定は、公布の日から」ということで、1ページを見ていただきますと、ここが休館日の改定の規定でございますので、ここだけは、公布の日から施行しますと。それ以外のところは10月1日から施行しますということですので、使用料の改定等、文言整理の部分につきましては、10月1日から効力を発揮するという改正でございます。以上です。

○杉浦委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 ただいま生涯学習課長のほうから杉浦委員に対するご回答がございました。特に後段で施行日の件に関しましては、いわゆるシステム改善が横並びになった時点で一斉に展開したということで、28年の10月1日というご理解でよろしいですね。

ほかにどなたか、ご質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第58号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第58号「葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第59号「葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

中央図書館長、お願いします。

○中央図書館長 それでは、議案第59号「葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましてご説明させていただきます。2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。第2条第2項「前項の館に次のとおり分館を置く」ということで、第2条第1項で中央図書館等の設置につきまして条文がございまして、それに伴いまして、第2項

に分館の一覧の表がございます。改正案の下段から2つ目に「葛飾区中央図書館分館 葛飾区立こすげ地区図書館」、「東京都葛飾区小菅三丁目8番22号」ということで、名称と位置をつけ加えさせていただくものでございます。

また、付則のところでございますけれども、現行のほうでございますが、「3」に葛飾区立立石図書館の建てかえに伴いました休館の内容の条文がございましたけれども、こちら今回の改正に伴いまして削除いたしました。

この条例につきましては平成28年3月26日から施行させていただくということで、同日の開館式を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。委員の方からのご質問、ご意見等ございましたら、お受けいたしたいと思っております。

竹高委員、お願いします。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。確認なのですが、3月26日にこすげ地区図書館が開館する予定ということでよろしいのですよね。あまり工事が進んでいない様子が見受けられるので、心配に思っていたのですが。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 予定ではなく、3月26日に開館するというので準備を進めてございます。ご心配いただきまして、まことに申しわけございません。

建設のほうは、建築確認という手続の関係で時間が若干かかってしましまして、当初の予定よりも何週間かおくれしておりますが、建物ができてから、書架等の備品の設置、システム、具体的な書籍の配置等を行い、準備期間が若干、急ピッチになりますけれども、滞りなく進んでいるところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 ありがとうございます。地域の子どもたちは今か今かと待っておりますので、ぜひ、来年の3月を楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ほかにどなたか、よろしいですか。

1点だけ私のほうから。葛飾区立こすげ地区図書館の、3月26日オープンに向けて、いわゆる区民の方への図書館サービスの充足率というのは、中央図書館長としてはどの程度十分であるのか、あるいは若干まだまだという部分があるのか、予算を含みますが。竹高委員ご質問のように、この地域の方は切望されると思いますので、現時点ではある程度充足したという理解をしておいてよろしいのですか。

中央図書館長。

○中央図書館長 なかなかちょっと一言で答えられないご質問でございまして、率直に申しま

して、このこすげ地区図書館が開館できたといっ、全て満足はしておりません。

その理由といたしましては、図書館を利用する方というのは、頻繁に使われるのですけれども、使っていない方は本当に使っていないということがございまして、そういったところを一つの調査として、マーケティングの調査等でも捉えているのですけれども、その率は決して高いという状況ではございません。

また、今回、中期実施計画でも、図書サービスをさまざまなところから受けられる工夫ということで、返却ポストの増設やまた場合によってはサービスポイント等の設置につきましても、具体的に計画と位置づけてより図書館を利用しやすいような環境を、また一層整えるための努力を続けるつもりでございます。

○委員長 どうもありがとうございました。唐突な質問で大変失礼かと思つたのですが、特にその背景としましては、やはり子どもたちが家庭内でなかなか勉強する機会が少なく、それと活字離れ等がございまして。という意味では、やはりこれからは中央図書館を中心としてどんどん区民の方にPRをし、有効活用をする。やはりそこがベースとなり、基軸となりますので、質問というよりもお答えにくかつたのですけれども、状況を知りたくてあえて発言をさせていただきました。

委員の方から、ほかによろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第59号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第59号「葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

議案第60号です。「葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画」を上程いたします。

施設整備担当課長。

○施設整備担当課長 それでは、議案第60号「葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画」についてご説明いたします。

提案理由でございますが、葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画を策定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

別紙として添付してございます葛飾区立小松中学校改築に向けた「葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画」につきましては、9月7日の教育委員会に「葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画(案)」として報告を、9月24日の区議会文教委員会で庶務報告を行い、10月23日には小松中学校近隣住民の方への説明会を開催して基本構想・基本計画案のご意見を伺ってまいりました。

主なご意見といたしましては、新校舎の高さがどのぐらいになるのか、また改築工事中の避

難所機能はどうかかなど、工事中や工事後の周辺への影響に関するご質問などがありました。基本構想・基本計画の内容や、改築工事そのものを反対するようなご意見はございませんでした。

この結果、今回議案として提出いたしました葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画につきましては、構成や項目など、基本的な内容については9月の教育委員会で報告いたしました基本構想・基本計画案から変更した箇所はございませんので、内容の説明は割愛をさせていただきます。なお、メディアセンター等学校図書館の表現を整理するなど、一部本文の表現や名称を統一するなど、前回の案から文言の整理はしておりますので、ご承知おきいただければと存じます。

また、参考ではございますけれども、小松中学校の改築計画につきましては、小松中学校の保護者の方、また近隣住民の方への周知のほか、全部または一部が小松中学校の学区域となっています小松南、松上、上小松、二上の各小学校の保護者の方にも、改築計画について周知しております。今後も、保護者及び近隣住民の方などへの情報提供を的確に行いながら、改築を進めてまいりたいと考えております。

議案第60号「葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画」についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの施設整備担当課長のご説明につきまして、委員の方からのご意見、ご質問等をお受けします。

竹高委員、お願いします。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。再度確認したいのですが、資料の中に「既存モニュメント等の状況」とたくさん記載がありますが、すごい数のレリーフであったりとか、いろいろな物があるので、これが新しい校舎の中できちんと全てが入るような形になっているのかどうかだけ、1点質問させていただきます。

○委員長 施設整備担当課長、お願いいたします。

○施設整備担当課長 この計画に載っていますレリーフ等のモニュメント等なのですが、基本的に学校そのもの、タイル等にくっついている物というのは、映像で残すような形しか残せないのかなと思っております。また、校長室、体育館についています校歌の物とかは、また新しい校舎でも一部使える物があるかと思うのですが、基本的には新しいところに残せない物は映像で残すという形で、大多数の物は正直、ちょっと映像等で残して、新しいところでそれを記録として残すような形で、表示をするような形にするしかないかと思っております。

○委員長 竹高委員、お願いします。

○竹高委員 もちろんこれは無理なのかなと思う物もありますので、できるだけきれいな形で色とか映像とかで残して差し上げて、それは卒業なさった方が記念作品としてつくられている

物だと思しますので、そういう形で残るとすばらしいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにどなたか。委員からのご質問、ご意見ございますか。

杉浦委員。

○杉浦委員 中青戸小学校に続いて2校目の改築ということで、ここまでこぎつけるまでには、関係者の皆様、大変ご苦労されたのではないかと思います。感謝の思いでいっぱいです。

生徒には、明るく安心して勉学に励むことが出来るよう、環境整備に配慮した校舎の完成を、また、地域の皆様には、地域の拠点として、将来にわたり多用に使用出来、使い勝手のよい学校施設を希望します。

入学して卒業まで、新校舎の工事中の中で学校生活を送る生徒もいらっしやると思います。ご不便をおかけすることになります。勉学に、スポーツに、安全安心の中で過ごせるよう、また良き思い出の3年間になりますよう、特段の配慮をしていただきたいと思います。

次に、予定改築概要の中ですが、「予定室数」、普通教室が12室、新たに二つ普通教室が増。先ほど学校図書館、「メディアセンター」といわれていたのが、ご説明があり、学校図書館を表に出して「(メディアセンター)」ということで括弧づけにして資料として出す。また保健室の名称が記載されていませんが「保健室」という表記を入れたほうがいいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

最後に、予算はどのぐらいを予定しているのでしょうか。それだけ教えてください。

○委員長 施設整備担当課長、お願いいたします。

○施設整備担当課長 済みません。幾つかのご意見ありがとうございました。

予算につきましては、全面改築のところは、全庁的にも大体40億ぐらいで改築を進めていこうというふうになっております。また参考までに一部改築・改修については、大体20億ぐらいをめどに事業を進めていこうという形で計画をしております。

また、中青戸小学校の件を踏まえてという話もありましたけれども、地域の方が使いやすいという部分では、当然施設の開放を想定した動線というのを配慮しながら設計等には取組んでいきたいと思っておりますので、その辺についても中青戸、いい意味での教訓にして取組んでいきたいと思っております。

以上です。

○委員長 杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 小松中学校はJRの新小岩駅から近い学校でもあります。交通アクセスには便利な学校でもあります。災害等の場合、区民のみならず、駅利用者の避難所として、利用等想定されることを考慮していただきたいと思います。

また、武道場があります。多目的室です。上平井中学校で武道場のみの改築がございました。その際に、完成後視察したときに、武道場の中で少し不具合を感じるがありました。今回

はそういうことのないよう、微細にわたって点検していただきたいと思います。

○委員長 後半のほうはご要望で、お答えいただけますか。よろしいですか。

○杉浦委員 はい。

○委員長 では、ただいまの杉浦委員のご要望を踏まえて、特に防災ということで、JRという基幹線がございますので、新小岩地区、非常にそういった意味ではまだまだ再開発がされて、それでも足りない部分があるかと思いますので、その辺十分配慮をお願いしたいと思います。ほかにご意見等ございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第60号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第60号「葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第61号「葛飾区教育委員会委員長の選出について」を上程いたします。庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第61号「葛飾区教育委員会委員長の選出について」でございます。

提案理由でございます。塚本現委員長の委員長としての任期が11月23日をもって満了いたします。それに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項により、なお、その効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、新委員長の選出をするため、葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則付則第2項で、なおその効力を有するものとされる改正前の葛飾区教育委員会会議規則第6条第1項の規定により選挙を行うものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまから新委員長選出の選挙を行います。なお、この選挙は葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則付則第2項で、なおその効力を有するものとされる改正前の葛飾区教育委員会会議規則第6条第1項の規定によって、単記無記名投票といたします。有効投票の過半数を得た者をもって当選者といたします。

投票用紙の配付していただけますか。

(投票用紙配付)

○委員長 投票箱の確認をお願いいたします。

(投票箱確認)

○委員長 それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

○委員長 開票をお願いいたします。

(開票)

○委員長 それでは、投票の結果についてご報告いたします。

投票総数6票、有効投票数6票、そのうち天宮久嘉委員が6票でございます。

この結果、葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則付則第2項で、なおその効力を有するものとされる改正前の葛飾区教育委員会会議規則第6条第1項の規定によって、天宮久嘉委員が委員長に選出されました。

なお、任期は平成27年11月24日から平成28年10月4日までとなります。

以上でございます。

続きまして、ただいま、現委員長職務代理者の天宮委員が委員長に選出されたことによりまして、新たに委員長職務代理者を選出する必要性が生じてまいります。

議事日程を変更いたしまして、議案第62号として「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定」につきまして、上程をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、事務局、議案の配付をお願いいたします。

(議案配付)

○委員長 ただいま、追加議案の配付がございました。議案の説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第62号「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定」についてでございます。

提案理由でございます。11月24日に現委員長職務代理者の天宮委員が新委員長に就任することにより、委員長職務代理者が不在になりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項により、なおその効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、新たな委員長職務代理者の指定をするため、葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則付則第2項で、なおその効力を有するものとされる改正前の葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定により、選挙を行うものでございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから新委員長職務代理者を指定する選挙を行います。なお、この選挙は葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則付則第2項で、なおその効力を有するものとされる改正前の葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定によりまして、単記無記名投票とし、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○委員長 投票箱の確認をお願いいたします。

(投票箱確認)

○委員長 投票をお願いいたします。

(投票)

○委員長 開票をお願いいたします。

(開票)

○委員長 投票の結果をご報告いたします。

投票総数6票、有効投票数6票、そのうち松本實委員が6票でした。

この結果、葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則付則第2項で、なおその効力を有する改正前の葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定によって、松本實委員が委員長職務代理者に指定されました。なお、指定は平成27年11月24日からになります。

以上でございます。

続きまして、報告事項等に入らせていただきます。報告事項等1「教育委員会所管施設の年末年始の開館について」ご説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、報告事項等1「教育委員会所管施設の年末年始の開館について」ご説明いたします。

資料をごらんください。まず、1の図書館でございます。(1)中央図書館及び立石図書館でございますが、29日及び12月30日につきましては午前9時から午後8時まで。12月31日から1月3日までは午前9時から午後5時までを開館いたします。(2)にございますその他の図書館につきましては、12月28日から翌年1月4日までは休館といたします。

次に、2の郷土と天文の博物館でございます。開館日ですが、1月2日及び1月3日でございます。時間が正午から5時まで。①にございます12月28日(月)から翌年1月1日までは休館とさせていただきます。また、②にございますように、プラネタリウム シンフォニー・オブ・ユニバースを投影する予定でございます。2日及び3日は1日に3回を予定してございます。

次に3のスポーツ施設でございます。(1)12月29日及び30日につきましては、全スポーツ施設とも通常どおり営業いたします。次に(2)12月31日木曜日ですけれども、開館施設及び時間でございます。施設によって異なります。東金町運動場多目的広場につきましては、午前7時30分から午後4時30分までとなります。

続きまして、(3)でございます。12月31日から翌1月3日まででございますけれども、総合スポーツセンターの体育館、括弧書きの中の施設につきましては午前9時から午後6時まで。水元体育館、括弧書きの中の施設につきましては午前9時から午後6時まで。テニスコート①

から③、3種類ございますが、総合スポーツセンターについては午前8時から午後8時30分まで。上千葉公園運動場、東金町運動場につきましては午前8時から午後4時まで。③葛飾にいじゅくみらい公園、渋江公園については午前8時から午後6時までを予定してございます。葛飾にいじゅくみらい公園運動多目的広場につきましては午前8時から午後6時まででございます。

次に（4）工事等による閉館でございます。①で温水プール館・エイトホールにつきましては27年10月13日から28年3月31日まで休館。小菅東スポーツ公園テニスコートにつきましては29日から1月3日まで休場としてございます。

次に4、日光林間学園については、通常どおりの営業でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

報告事項等1でございますが、教育委員会所管施設の年末年始の開館について、庶務課長よりご説明いただきました。委員の方からのご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。

続きまして、報告事項等2でございます。平成28年度「葛飾教育の日」の実施について、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 平成28年度「葛飾教育の日」について、ご説明いたします。

原則として月に1回の土曜日を実施日とし、半日を単位として教育課程に位置づけ、児童・生徒の振替を行わないこととし、資料にございますとおり、年間11回の土曜日授業、いわゆる「葛飾教育の日」を実施してまいります。

なお、4月と9月につきましては、小学校と中学校は別日に実施することとしてございます。

2月の実施日でございますけれども、建国記念日に当たってございまして、これが第2土曜日となるのですけれども、そのため、第3週で予定を組ませていただいております。

実施に当たりましては、地域への公開を原則とし、今後、保護者や地域に対して周知を図り、葛飾区の教育の向上に役立ててまいりたいと思います。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま指導室長から、平成28年度の「葛飾教育の日」の実施について、ご説明がありました。委員の方からのご意見、ご要望等がございましたらお受けしたいと思います。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。原則として月に1回の土曜日ですけれども、学校や地域の実情に合わせて、年に一度、別日を設定することができるとありますが、そういう形にしてから、今年度に、その別日を設定している学校は、葛飾区内でどれぐらいの割合になるのか、もしおわかりになれば、教えていただければと思います。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 申しわけございません。正確な数というのは今、手元に資料を用意してございません。大変申しわけございません。ただ、全体的に約4分の1程度ということで、把握しているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。竹高委員、いかがでしょうか。

○竹高委員 ありがとうございます。

○委員長 杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 この葛飾教育の日ですが、昨年もお話させていただいたと思います。4月16日、23日また3月11日と別表にございますが、4月は新たに学年がスタートして、保護者会が必ずあるわけです。ですから、4月はまだ学級を持って間もない新任の先生もおいでになります。授業の地域への公開というのは、私は5月からでよいと思います。また、3月11日は、年度末で担任の先生方も、大変お忙しいと思います。年度末には必ず保護者会があるわけですから、地域への学校公開はしなくてもよいと思います。

○委員長 いかがでしょうか。指導室長、お願いします。

○指導室長 委員ご指摘のとおり、学年が上がることによってクラスがえ、それから転入・入学というような状況があつて、確かに特に小学校の場合ですと、なかなか落ちついた状況であるとはいえないのが実情でございます。

ただ、やはり、そのときの現状といいますか、しっかりとそれに向けて臨むということと、そうでなくとも、その4月当初、3月の終わり、一体どういう状況に子どもたちはあるのか、担任との人間関係が果たしてどのように今つくられているのかということをやはり保護者、地域の方たちというのも、その部分というのは大きな関心ごとではないかと思っております。全ていい面というわけではなく、実情、現状をきちんとお伝えし、把握していただいた上で、一緒になって、学級づくりということにご協力いただくというようなことで、何とか全学級公開に取組みさせていただければと考えてございます。

○委員長 ありがとうございます。杉浦委員、いかがでしょうか。

○杉浦委員 今、指導室長からお話がありました、地域全体で子どもたちを育てるといふ、それは十分わかっておりますし、そうしていかなければいけないとも思っております。学級担任の先生方がお忙しいということもあると思います。私個人的な意見ですけれども、学校公開を反対しているわけではありません。ただ、4月と3月というのは、地域への学校公開は別にしなくても、保護者会がこの月は十分おありになるわけですから、何かあれば学校へ直接、地域の方も話しすればよいことだと思っております。室長のおっしゃることはよくわかります。

○委員長 ほかにどなたか、ご意見ございますか。

天宮委員。

○**天宮委員** 私も子どもが学校に通っておりますので、学校公開日、教育の日に学校に行くのですけれども、見に来る保護者は4月が一番多いですね。新しい担任の先生であったり、新しい雰囲気というものを見に来るのだと思います。そういった意味でやっぱり4月は外せない。ぜひやっていただきたいと思っております。

○**委員長** 松本委員。

○**松本委員** 担任が忙しいというのは、年度初めと終わりというのはわかるのですけれども、それと公開とは、そんなに関係がないと思います。私は「葛飾教育の日」は公開するものということで、やっていけばいいと思います。

「葛飾教育の日」を実施した当初は、地域への公開というところに重きを置き過ぎて、イベント的な行事などで、担任とか先生方に負担がかかるようなことをやった時期もあったのですが、ありのままを見ていただくというのは、1年間を通して貫いていけばいいのではないかと思います。

通常授業の実施を基本とするというのは、私は賛成です。最近、休日がかかりふえてきて、授業実数ということでは現場はかなり困っている状況もあるので、普通の授業を普通に見てもらおうということでもいいと思います。

○**委員長** ありがとうございます。ほかにどなたか。

竹高委員。

○**竹高委員** 皆様のご意見を踏まえまして、私も「葛飾教育の日」に見にいかせていただいておりますが、その中でやはり、本当に「葛飾教育の日」が定着したと、ひしひしと感じております。保護者の方も普通授業を目がけていらっしゃっている様子もうかがえますし、昔よりも廊下で私語をお話しになる方も、若干減っているのではないかなというように感じます。

やはり、月に1回必ずあるというのは、それだけ学校に足を運ぶ回数がふえて、心配なさっている保護者の方もいらっしゃいますでしょうし、そうではない保護者の方も、子どもに「月に1回なんだから、2回に1回ぐらい来てよ」と、多分声かけとかもあり、そういうコミュニケーションというのをきちんととって、その中で先生方と保護者の方のコミュニケーションもとれるというのがすばらしい機会だと思うので、やはりこれを定着させて、松本先生がおっしゃったように、普通授業をきちんと土曜日にやっていくというのはとてもよいことだと感じております。

以上です。

○**委員長** ほかにどなたか。

杉浦委員、お願いします。

○**杉浦委員** 土曜日の通常授業というのはほかの22区でも行っています。私は基本だと思っております。それは反対しません。それから先ほど、4月に保護者の参加が多いという意見もご

ございました。私も学校へ伺っておりますのでわかります。3月や4月の保護者の授業参観日はもちろん賛成です。地域の方たちの公開については、5月から2月まででいいという意見です。

○委員長 ほかにどなたか、よろしいでしょうか。

私のほうからも一言だけ申し上げたいと思います。それぞれ各委員の子どもたちへの思いやり、思い入れ、あるいは地域とのコミュニケーションというものがやはりその根底にあるかと思えます。

ただ、1点、例えば新1年生、小学校低学年の1年生の置かれた環境は杉浦委員おっしゃるご心配も、ふなれな部分もございますけれども、逆に年間を通して、2年次から6年次生至る、あるいは中学校であれば、小6から中1になった部分も若干不安というのがございますけれども、逆に不安というのがスタートという年のけじめと、年度末の3月11日ですか、それも一応総括をするという意味で、また本日の各委員からのご意見も踏まえて、この学校教育の日の定着化と有効な活用と、また地域住民の方へ「この学校の先生はこういう思いで子どもたちに接するんだ」という情報提供の場というような理解で、今年度、一応骨子はこれでよろしいと思います。ただ、各委員からの次年度以降の思いのたけは十分加味して、あくまでも主役は子どもたちであると思いますので、そういった流れの中で、松本委員くしくもおっしゃいましたように、定着化して、非常に楽しみにしている地域住民の方もいらっしゃると思います。そこでより密接な関係ができて、まちぐるみで協働しながら子どもを育ていけるようにと思えます。

それでは、報告事項の3に入ります。「平成27年度中学生日光宿泊英語研修会（イングリッシュ・キャンプ）の実施結果及び平成28年度の方向性について」、お願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「平成27年度中学生日光宿泊英語研修会（イングリッシュ・キャンプ）の実施結果及び平成28年度の方向性について」、ご説明させていただきます。目的は大きく2点、「英語によるコミュニケーション能力の育成」と、他者と協調しながら、課題を解決する能力の育成を図ることとして実施いたしました。実施内容につきましては、1泊2日のキャンプとその前後に学習会を行いました。「プレキャンプ」につきましては、7月11日、「葛飾教育の日」の午後、立石中学校にて実施いたしました。「キャンプで役立つ英会話」という小冊子を用いた英会話レッスン、学習グループ顔合わせ、英語での自己紹介、アクティビティを行いました。また、同時進行で、保護者説明会を開催いたしました。「キャンプ」では、7月30日木曜日から31日金曜日の1泊2日で実施いたしました。

内容につきましては、日光林間学園に向けた、行きのバス内での英語レクリエーションからスタートいたしました。

第1日は主に三つの活動です。グループワークでは、1グループにつき1名の英語科教員と

1名のALT、計2名の指導者のもとで学習を進めました。1年生は日本（東京、葛飾区）の自慢、誇りを「英語」で紹介しました。2年生は自分の目標や夢を「英語」で主張しました。

全体活動は、ワールドマーケットという活動をしました。8名のALTがワークショップ形式で、生まれ育った国を紹介する活動です。ナイトウォークでは、英語で会話しながら、グループごとに宿舎内のチェックポイントを回り、入手したカードの単語を並びかえて、英文を完成させました。第2日ですけれども、全体発表として、グループワークでの取組内容を、グループごとにプレゼンテーションする活動を行いました。

「ポストキャンプ」についてでございますけれども、10月3日、「葛飾教育の日」の午後、総合教育センター体育館にて実施いたしました。

キャンプを振り返るための動画の視聴、英語によるアクティビティやグループ・学年でのキャンプの感想や反省、これからの目標について英語でのディスカッションを行い、参加者個々の今後の英語学習についての目標について、決意表明をしました。

「3 参加者・引率等」につきましては、記載のとおりでございます。

「4 成果と課題」でございますけれども、中学校長会と事務局で構成する「海外派遣等推進委員会」において成果等について検証しました。成果は、参加生徒やその保護者からのアンケート結果等から、今回の目的はおおむね達成できたということでございます。

課題でございますけれども、事前の指導であるプレキャンプを充実させ、当日の活動の質をさらに高める必要があるということでございます。

これらを踏まえて「5 次年度の実施に向けて」、本年度と同様の内容で次年度も実施いたしますけれども、プレキャンプやポストキャンプを含めたLESSNプログラムの改善を行い、内容の質を上げていきたいと考えてございます。なお、裏面についてですけれども、「イングリッシュ・キャンプ実施後のアンケート調査（参加者・保護者）の結果について」、まとめてございます。説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、指導室長からご説明いただきました。これに対しましてのご意見あるいは次年度に向けてのご要望等ございましたら、お受けしたいと思います。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 新しい事業ということで、今回無事に終えることができました。関係者の皆様のご尽力に、心から感謝申し上げます。

今回、プレキャンプ、ポストキャンプ等ございましたが、当日、欠席者はいなかったのでしょうか。裏面に子どもと保護者のアンケートの結果が出ておりました。①、生徒「英語をもっと学びたい」と思うようになりましたかという項目は98%でした。また、ご父兄のほうでは④、もう一度参加できるなら参加したいと思いませんかという項目で、保護者のほうも98%というこ

とでございました。評価いたします。意見もいくつか記載してありました。

生徒、保護者ともに好評のようでした。出欠の状況だけ教えてください。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 プレキャンプにつきましては、たしか欠席者はなかったと思いますけれども、ポストキャンプにつきましては、残念ながら3名程度、事前連絡あつての欠席が2名と当日の急な欠席が1名ということで、計3名の欠席がいました。

○委員長 杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 これは区の予算を使っておりますので、出席した子どもたちは1年生、2年生ということですので、3年生になった時、この経験がどう生かされているか等を分析していただき次年度は、その分析結果を踏まえて、また、実施していただけるよう、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにどなたか。ご意見等いかがでしょうか。

2年目に向かって区長を初め、皆さんこの事業をグローバル化に向けてという一つの位置づけとして、実施している事業だろうと思いますし、恐らく、区政の一つの子育ての中での目玉にされていると思います。

竹高委員。

○竹高委員 アンケート調査を見ての感想なのですが、参加生徒の自由記述の一番最後に「私は英語が得意ではない方ですが、周りの子に刺激されて、自分が変わるチャンスだと思った」とあります。このキャンプをきっかけに、日々の生活の中で、多分ALTの先生も入って、英語の授業でも今、動きがある英語の授業を中学校できちんとしていただいていると思いますので、キャンプに参加するということも含めて、参加した子が周りの子に関して影響を出せるような、そういうものを、このキャンプに参加した子が各学校に持ち帰ることができるような、そういう形になっていけばすごくいいと感じました。

本当に1年目で大変なことが多々あったと思いますけれども、これが継続できるように応援しておりますので、頑張ってくださいと思います。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、報告事項等4番「平成28年度中学生海外派遣の実施方針について」、ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「中学生海外派遣へ向けた取組状況について」、ご説明させていただきます。「1 これまでの取組」についてでございますけれども、資料にございますとおり、第1回から第4回の内容で取組んでまいりました。

「2 コンサルティング事業者」につきましては、株式会社留学ジャーナルに参加していた

だき、配慮事項等についてアドバイスをいただいております。

「3 検討結果」でございますけれども、本区が目指すグローバル人材の育成ということ、コミュニケーション能力の育成や「21世紀型能力」の育成等を鑑みまして、その成果をさらに各中学校に持ち帰り、全ての中学生に還元することを大きな目的としてございます。

内容につきましては、中学校2年生の参加希望者48名をオーストラリアに派遣して、ホームステイや現地の中学生との交流、グローバル企業への訪問など、現地での実体験を通して、人材育成をするための内容というふうにしてございます。

このような内容を実現することとして、派遣国は、先ほども申しましたように、オーストラリアにいたしました。

派遣期間につきましてはですが、夏季休業中の8月下旬の土曜日から翌土曜日までの8日間でございます。

裏面をごらんいただきまして、派遣生徒数、それから資格についてでございますけれども、生徒数の上限は48名、それから海外派遣の事前学習、実施、事後学習の期間、葛飾区立中学校第2学年に在籍し本事業の全てのプログラムに参加できるということ。それから、本人が積極的に海外派遣を希望し、保護者の同意が得られるということ。心身ともに健康で、規律ある集団生活ができること。積極的に英語に取り組んでおり、英語の成績が良好であることというような条件を満たすものとしてございます。

(7)の選考方法についてでございますけれども、申込書を提出してもらった上、校長先生からの推薦書を受け、教育委員会事務局において面接・審査、決定をする予定でございます。

(8)事前・事後の研修についてでございますけれども、教育委員会が海外派遣事業の目的を達成するための事前・事後の研修会を運営いたします。なお、研修の際は区立中学校1校を拠点校と定めまして、海外派遣に決定した生徒は、この研修に参加しなければならないといたしております。

帰国報告でございますけれども、成果を報告会において発表するとともに、報告書にまとめて教育委員会に提出していただきます。各学校においても、報告会を実施していただくものとしてございます。

なお、(10)の「保護者の費用負担について」でございますけれども、食費の負担として、参加費用2万5,000円程度、その他、パスポート等私的な諸費をご負担いただく予定でございます。

引率教員についてでございますが、現在、中学校教員等6名を考えてございます。団長として、校長先生1名、区内英語教員2名、生活指導担当で男女1名ずつ、そして事務局として指導主事1名の計6名でございます。

今後の予定でございますけれども、3月に参加希望者を募集し、4月に面接、5月に決定と

というような流れで進めていきたいと考えてございます。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの指導室長のご説明について、ご質問及びご要望等ございましたらお受けしたいと思えます。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。海外派遣が実施されたら、本当に素晴らしいと感じます。ただ1点、心配に思ったことは、費用負担についてです。やはり、2万5,000円程度の参加費、パスポート手数料やさまざまなお金を子どもに割けないというご家庭がある場合、その子どもが本当に積極的に英語に取り組んでいて、頑張っている子どもだった場合、これは行くことができないのかと考えたときに、何かその部分で救う手だてなどがあるといいと思えます。このオーストラリアに行くということは、普通に個人で行く場合、最低でも20万以上かかりますし、そこで相手方の学校にも行く、バディと組んで生活・授業を共にする、日本人だけ行って勉強するのではなく、ホームステイ先のお子さんと一緒にその学校に参加するということは、とても貴重な体験ができると思えます。ですから、子どもに費用をつくるのが困難なご家庭でも、子どもが行きたいという希望を救うような方法を考えていただければという要望も踏まえての質問です。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 委員ご指摘のとおり、金銭面ということで苦慮されているご家庭も当然出てくることも予想されます。実際に、そういうような家庭にどのように手だてができるか、また、どのようにその申し込みを受けるかというのも、こちらから考えなければならぬところではありますけれども、やはり、費用について困難に感じる家庭でも、きちんと教育委員会としてバックアップできるように、その点については考えていきたいと思っております。

○委員長 松本委員、お願いします。

○松本委員 この原案に賛成です。まず、よいと思うところは、派遣する国がオーストラリアであるということが、治安とかいろいろ学習することにおいていいと思えます。

次に、(6)の派遣生徒の数と資格等について、区内の中学校2年生としたことと、全てのプログラムに参加するという、成績のことや意欲のことや、集団生活への規律等をうたってあるところがいいと思えます。

今、話題になった(10)費用負担ですけれども、あだたらとかいろいろな宿泊に行っていますけれども、受益者が口にするような食料というものは全ていただいているし、24食ぐらいで2万5,000円だったら、1回が1,000円程度ですので、これはやむを得ないと私は思います。

それから、コンサルティング事業者というのは、他地区のこういう派遣事業とかやった経験

を豊富に持っていると思いますので、その意見を大いに参考にしたらいいと思います。

なお、本区も、前にオーストラリアとニュージーランドに派遣した経験もありますから、その経験を生かして、よりよいものにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかにどなたがご意見は。

天宮委員、お願いします。

○天宮委員 これは大変すばらしい事業なのですがけれども、先ほどのイングリッシュ・キャンプに参加した子と、今回の海外派遣に参加する子で、重なる子どもというのはある程度想定しているのですか。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 イングリッシュ・キャンプの募集につきましては、1年生、2年生で実施してございますので、当然、ここにかぶってくる子どもというものを想定してございます。

○委員長 天宮委員。

○天宮委員 そのほうが効果的という部分もありますね。

○委員長 杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 私はご家庭で十分なされる方はご家庭でやっていただきたいと思います。家庭ではできないが本人の強い希望があり、いままで一度も海外体験、渡航歴がないという子どもたちに、条件が整えば優先して参加していただきたいと思います。希望します。

先ほどイングリッシュ・キャンプの参加者とかぶる子どもも想定なさっているようですが、イングリッシュ・キャンプの参加者は遠慮していただいて、1人でも多くの生徒に体験させてほしいという思いがあります。ぜひよろしく願いいたします。

また、この事業、本当に長年の思いでやっと具体的な取組みができてよかったと思います。ぜひ、8月帰国後、全ての中学生に感動と希望を還元できるような取組みであっていただきたいという思いで、今から楽しみにしております。

また、「目的について」。グローバル人材の育成事業。英語によるコミュニケーション能力。21世紀型能力ということで、ぜひこの辺の目的を達成していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに各委員からご意見等ございませんか。

ただいま、各委員から基本路線は大賛成であるというご意見でした。当然、時代の趨勢でございます。やはり、教育の機会均等という部分、また、先ほどご報告いただいたイングリッシュ・キャンプにご参加された方のスキルアップが図れるという意味でも、これは、多分応募される方の手が上がってきて、また委員会事務局で書類審査あるいは面接等々がございますと思います。その意味で、何かあれば、教育長を初めとして教育委員会が、お手伝いできることが

あれば、ひいて言えば、葛飾の未来を紡ぐ、次代を担っていく子どもたちがグローバル化を目指してスキルアップができる制度でございますので、いろいろなご意見、ご心配の教育の機会均等という部分も十分わかりますので、そのように手が上がってきた方を、まず、特に報告事務を、事後の報告が非常に参加する子どもにとっては、またそれを指導していく教員にとっても、重いものだと思いますが、それらに耐えられる方が、恐らくセレクトされた48名になろうと思いますので、いろいろな紆余曲折を経て、前向きのいろいろなディスカッションになろうと思いますけれども、ぜひこの事業は成功させていただきたいと思っております。

それでは、報告事項等5でございます。

「第30回葛飾区中学校英語スピーチ&プレイコンテスト実施結果について」、ご説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「平成27年度第30回中学校英語スピーチ&プレイコンテストの実施結果について」、ご説明させていただきます。11月7日土曜日、立石中学校にて各中学校からの代表生徒が参加しまして、第30回中学校英語スピーチ&プレイコンテストが実施されました。

このコンテストでは四つの部門を設けてございます。暗唱と言われるレシテーション、1年生。それから、2年生のスピーチ、そして演劇であるプレイ。そして最後に3年生のスピーチでございます。出場者のほとんどが原稿を持たずにステージに上がり、身振り、手振りを交えながら、堂々とスピーチしておりました。いずれも発表内容、発表態度、発音、イントネーションなど、とても素晴らしいものであり、レベルの高い発表会となりました。

審査に加わったALTからも、回を重ねるごとにこのコンテストの質が上がり、素晴らしいものになってきていると高い評価をいただきました。

結果につきましては、お示ししましたとおりでございます。

なお、今年度の東京都中学校英語学芸大会、12月実施でございますけれども、こちらのスピーチ2の部の優勝者、一之台中学校の西嶋楓さんが出場することに決定いたしました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、指導室長からご報告をいただきました。各委員の方からのご意見、あるいはご要望等ございましたらお願いいたします。

杉浦委員。

○杉浦委員 当日参加させていただきましたが、お一人お一人本当に立派でした。もちろん選ばれた方ですので、それなりの生徒たちとも思いますが、席に戻ってきて、ちょっとご自分の思うようにならなかったのか、涙をこぼしていたお子さんもいました。本当に素晴らしい大会、コンテストだったと私は思います。

特に、一之台中学の西嶋さんは、発表力、声の質、演技力など、とても中学生とは思えないような自信に満ちた堂々とした態度でスピーチをされていました。何しろほとんどの方が、ノー原稿で、表現力が豊かで、すばらしいスピーチでした。

ただ、今回は会場が立石中学校でしたが、以前はリリオでやっておりました。リリオホールの方がイングリッシュスピーチコンテストに合うのかなという印象を持ちました。生徒たちは、各人立派なコンテストでしたが、英語の担当の先生方、校長先生もほとんど全員の方が出席され、一生懸命ご自分の学校の生徒をカメラに収めたり、生徒が戻ってくると激励したりと、とてもほのぼのとして愛情あるコンテストだということを感じました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

松本委員、お願いします。

○松本委員 今、杉浦委員が言われたように、すばらしいレベルが高いコンテストになったなと思います。以前には、詰まって立ち往生して、客席から原稿を持って走っていったり、泣き出しそうになったりしていましたが、全員が原稿を見ないで手振り、身振りですばらしいコンテストでした。

ほかの区では中止している区もあるのですが、葛飾区は、ずっと30回続けてきて、着々と実力を高めているので、今後もお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

では次に、報告事項6でございます。「平成27年度葛飾区読書感想文コンクールの結果について」ご説明をお願いします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 「平成27年度葛飾区読書感想文コンクールの結果について」、ご説明させていただきます。

平成17年度より始めました当コンクールですけれども、ことしは小学校1万7,272点、中学校5,367点の応募がございました。その中から、各学校で第一次審査を行い、小学校292点、中学校71点が学校代表作品として推薦され、さらに葛小研・葛中研の図書館部の部員による選定委員会で第二次審査を行い、小学校18点、中学校10点を入賞といたしました。あわせてすぐれた作品を青少年読書感想文全国コンクール東京都地方審査へ推薦いたしました。また、各部門に最優秀賞、優秀賞、佳作をお手元の一覧のとおり決定いたしました。この28名は、広報かつしかの12月15日号に名前を掲載する予定でございます。

最優秀賞、優秀賞の受賞者には、12月10日木曜日に表彰式を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま指導室長からご説明いただきました案件に關しまして、ご質問、ご要望等ございましたら、お受けしたいと思ひます。

よろしいですか。

ご質問等ないようでございますので、これは特に表記の感想文コンクールの結果について、こういった部分で子どもたちのスキルアップが図れるものかと思ひます。現場でのご指導に当たられた各教員の先生方にも改めて感謝申し上げます。

報告事項等7でございます。「損害賠償請求事件について」、ご説明をお願ひいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「損害賠償請求事件について」、ご報告させていただきます。

「原告の主張」でございますが、葛飾区立東柴又小学校において、原告の母が他の保護者たちから犯罪者であるかのような虚偽を流布される等のトラブルが生じました。原告はそれによつて心を病み、同校に通学することができなくなったということでございます。

原告の母親でございますけれども、再三にわたり対応を同校に求めましたが、当時の同校校長が必要な対応をとらずに放置したという言い分でございます。また、同校が何ら対応をとらないことから、原告は幾度も長期間の不登校に陥り、不当な転校を繰り返される結果となり、人権を著しく侵害されたというようなことでございます。また、当時の校長の行為により、原告は精神的苦痛を受けたことから、被告に対し、民法第709条に基づき損害賠償を求めるものでございます。

「訴訟の内容」についてでございますけれども、原告は、当時、東柴又小学校の男児2名、兄弟関係でございますが、現在は転校しており、小学校6年生、小学校3年の男児2名の兄弟でございます。

請求の趣旨ですけれども、被告は、原告に対し、金500万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を払え。訴訟費用は、被告の負担とする。

このようなことになってございます。

「事件の経過」でございますけれども、平成27年9月16日に訴えの提起、そして10月30日に口頭弁論の期日となっております。

「区の方針」でございますけれども、特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴していく予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ただいま損害賠償請求事件についてのご説明がございました。いろいろな意味で機微にふれる部分がございますので、各委員におかれましては、まず冒頭、取り扱いにご注意願

いたいと思いますし、係争中の事例ということと、既に区の方針が表記されてございます。

何かこれに関して、ご意見等はございますか。

それでは、大変な対応かと思えます。特に昨今ではいじめから自殺、そういう事例が北のほうや中部地区のほうでも出ておられますので、またそういった意味でも、現場、幹部職員の方初めてとして、これからも起こらないことが大前提ですが、より慎重な対応を現場のほうにお伝え願っていきたいとお願ひしておきます。

つぎに、報告事項等8「平成27年度葛飾区少年の主張大会予選会の結果及び本大会の日程について」ご説明をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 「平成27年度葛飾区少年の主張大会予選会の結果及び本大会の日程について」報告いたします。

本大会でございます。来る11月21日土曜日、午後0時30分から午後4時30分まで、かつしかシンフォニーヒルズのアイリスホールで開催する予定でございます。

本大会の出場者につきましては、一覧の表に記載のとおりでございます。

申し込みにつきまして、小学生460人、中学生が63人、合計で523人ございました。人数といたしましては、昨年よりも80人ほどふえた状況となっております。

こちらについて、当日、各19地区からの予選会を勝ち抜いた子どもたちの発表をここで審査してまいりたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。委員の方からご意見、ご要望がございましたらお受けしたいと思います。

竹高委員、お願いします。

○竹高委員 毎年、この少年の主張は本当に楽しみに聞かせていただいております。昨年より80人ふえたということは、多分小学生、中学生の背中を押してくださる学校の先生方が多数いらっしゃると思います。感謝申し上げます。このような機会に、いろいろな方の前で発表することは自信につながることでございますので、ぜひこの機会を逃さないで、来年も再来年も続けていただきたいと思います。

出場者を見ていて、聞いたことがあるのではないかなというようなお子さんの名前も中にはいらっしゃるようで、非常に楽しみだとは思っています。一つ気になることは、最近、少年の主張大会で、壇上に立たれて、効果音を体でお使いになる方がいます。先生や保護者の方のご指導があつてなのかと思うのですが、お子さんの書いた主張そのものを十分聞きたいと思つているところで、ダンとかバンとかという効果音があるのは何か残念に思ひながら見ております。

もちろん内容が悪いということではないのですが、自分たちの思いをそのまま語って

いただくことの方が、よいのではないかと感じております。

以上です。

○委員長 ご意見ですね。

多分、今の子どもたちが時代の趨勢で非常にパフォーマンスがすぐれてきているのかなど。電車に乗っていても、感じる場合がございます。そういった意味でもございますので、その辺が時代として冷静に見つめていくことが必要かなとも思います。

ほかに何かご意見等ございますか。

よろしければ、続きまして報告事項等9「キャプテン翼CUPかつしか2016の開催について」ご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等9「キャプテン翼CUPかつしか2016の開催について」、ご説明をさせていただきます。

「1 目的」でございますが、青少年の健全育成と地域活性化を目的とし、少年サッカー大会「キャプテン翼CUP」を開催するとともに、キャプテン翼ゆかりの各地の物産展も同時開催することで、葛飾区の魅力、地方の魅力を全国に発信し、地域活性化と自治体間の交流を図るものでございます。

「日程」及び「場所」につきましては、記載のとおりでございます。平成28年1月9日土曜日、10日日曜日、葛飾区総合スポーツセンター陸上競技場で開催いたします。

「4 内容」ですが、(1)大会アンバサダー。大会大使といたしまして、キャプテン翼の原作者、高橋陽一先生に務めていただく予定でございます。

(2)サッカー大会につきましては、今回はU-12、12歳以下のサッカーチームを関東各県から招き、2日間の大会を開催いたします。第2回では、キャプテン翼ゆかりの地からサッカーチームを招き入れ、サッカー大会を開催したいと考えております。既に幾つかのゆかりの地から、次回はぜひサッカー大会に出たい旨、意思表示していただいている自治体もございます。

次に、「物産展」でございますが、大会2日目に、「キャプテン翼」ゆかりの地といたしまして、北海道富良野市、秋田県鹿角市等から物産展を出していただく予定でございます。また、地元葛飾では、葛飾の元気野菜の出店もする予定でございます。

大会2日目には、ほかにプロサッカー選手によりますお子さんたちを対象としたサッカー教室や、サッカー好きの有名人によるエキシビジョンマッチも行う予定でございます。

「5 その他」といたしまして、開催費用につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生交付金を活用してまいります。

「今後の展開」でございますが、次年度以降は、先ほどもご説明いたしました、「キャプテン翼ゆかりの地」から少年サッカーチームを招き、より一層、自治体間交流を強めていきたい

と考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま「キャプテン翼CUPかつしか2016の開催について」、生涯スポーツ課長からご説明をいただきました。委員の方からのご意見、あるいはご質問、ご要望ございましたらお受けしたいと思います。

天宮委員、お願いします。

○天宮委員 これは楽しそうなイベントですね。また物産展として北海道や秋田など各地からいらっしゃるということで、より楽しい催しになるかと思いますが、望むのはやはり天気ですね。天候にめぐまれることを願っております。

○委員長 ありがとうございます。

竹高委員。

○竹高委員 天宮委員のご意見と若干かぶりますが、たしか数年前、成人式に大雪が降ったときがありましたので、それを踏まえまして、雨天のとき、雪のときのケアの部分を考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。私もやはり天候が一番気になります。ただ、やはり、今、葛飾が元気になるために、有機野菜だけではなく、寅さんサミットが開催されたり、非常に葛飾区が外に向かってPRしてございます。体育館等施設も拡充してございます。天気は祈るという表現はおかしいのですが、特に地域創生という部分がこのベースにあって、葛飾もそれに乗っていくのだという姿勢が見られますので、ぜひ成功に向かうようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きましては、報告事項等10「葛飾区立図書館の利用に関するアンケートの実施について」ご説明をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 報告事項等10「葛飾区立図書館の利用に関するアンケートの実施について」につきまして、ご報告させていただきます。資料をごらんください。

初めに、「1 目的」でございます。「葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】」に掲げました目標の着実な推進に向け、利用者の利用実態やサービスに対する満足度等を把握させていただき、取組状況や成果を明らかにすることを目的といたしまして、アンケートを実施させていただきます。

「2 実施箇所」につきましては、(1)といたしまして、区立全図書館また(2)といたしましては電子申請でも行わせていただきます。

「3 実施期間」「4 周知方法」「5 アンケート対象者」はごらんのとおりでございます。

6の「アンケートの実施方法」につきましては、(1)といたしまして、図書館でアンケート用紙を設置させていただき、自由に記載いただくということでございます。館内では、閲覧席に配布して記載の協力を求めたり、また貸出・返却の際にアンケート用紙を手渡すなど、多くの方にアンケートにご協力いただけるように対応してまいります。

また、(2)につきましては、なお書き以降でございますけれども、電子申請においては、来館されない方へのアンケートもということで、そういったものも予定してございます。

裏面をごらんください。

「7 アンケート標本数」につきましては、ごらんとおりでございます。

「8 アンケート内容」につきまして、次のページをごらんください。3枚目でございます。

問1といたしまして、お客様ご自身についてお伺いするというので、具体的に4のお住まいのところでは、区内のどこの地域にお住まいの方かということもアンケートとして記載していただきたいと考えてございます。また、問2といたしましては、「葛飾区立図書館のサービスについてお伺いします」ということで、1といたしましては本の充実、裏面をごらんください。8といたしましては図書館の開館時間、また9といたしましては、図書館は身近にあって利用しやすいですかということ、また15といたしましては、図書館ホームページの使いやすさ、最後の18につきましては、電子書籍の提供についてもお伺いしたいと思っております。

次のページをごらんください。非来館者用のアンケートの内容でございます。問2のところでございます。図書館を利用しない理由のところにつきまして、1から7ということで、どういう理由で図書館を利用しないかということも把握させていただきたいというふうに考えてございます。

今後の図書館サービスに生かしていくために、このようなアンケートをとらせていただき十分に内容を検討し、今後のサービスに生かしていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの中央図書館長の説明につきまして、各委員からのご意見、ご要望等ございましたらお願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 図書館の利用に関するアンケートの実施はとても大切なことだと思います。葛飾区に住み始めて20年ですが、図書館がとても利用しやすくなったと感じております。

カードで借りられるようになってから、スムーズに待ち時間も全くなく、いろいろな本がすぐに手元に来るような形になりました。図書館が大好きな人というのは、多分、このアンケートにすぐ答えてくださるのではないかなと思います。

他の地方自治体で、民間のほうが悪さをしてしまうお話がちょっとありましたけれども、こ

ういうふうアンケートをとって、使っている方の意見というものをきちんとお聞きになれば、そういうことも絶対に民間委託している場合でもないと思われしますので、利用している方の声に耳を傾けていくことがとても大切だと感じます。すごく大変なことですが、アンケートの集約、頑張ってお願ひしたいと思ひます。

○委員長 中央図書館長、お願ひします。

○中央図書館長 ありがとうございます。説明のほうは少し省かせていただいたのですが、この基本的な考え方の取組みや成果を明らかにするために、毎年、この時期、読書週間の時期にこのようなアンケートをとっていきたくて考えてございます。

○委員長 ほかにどなたかご意見ございますか。

松本委員、お願ひします。

○松本委員 別紙2の図書館に来館されない方のアンケートをとるとするのは非常に難しいと思ひます。それから、来られない方に「いつもご利用ありがとうございます」というのはどうか。質問ですが、どのようにしてこのアンケートをお渡しして回収するのか教えてください。

○委員長 中央図書館長、お願ひします。

○中央図書館長 こちらは、ご説明のために用紙で全部用意させていただきましたけれども、電子申請のホームページの画面でお答えいただくようになっております。そういう調査があるということは当然PRしなければならぬのですが、図書館のホームページの中に、アンケートのご協力、使っていない方につきまして、電子申請のホームページ上の画面で来館を伴わずアンケートをいただくようにいたします。ですから、図書館のアンケートを実施しているというPRはいろいろな方法で、図書館に来館されなくてもわかる方法でさせていただきますというものでございます。あくまでもこのアンケート用紙は、ご説明のための資料でございます。

○委員長 松本委員、よろしいですか。

○松本委員 はい。

○委員長 杉浦委員、お願ひします。

○杉浦委員 このアンケートは11月15日からこの期間に来館された人のみアンケートですよ。そうしますと、この期間に来館されないけれども、たまに利用している。そういう人は非来館者のところでアンケートに協力するのかなと思ひたのですが、その理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 中央図書館長、お願ひします。

○中央図書館長 そういったことです。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 たまにしか来ない、この期間に来られない人たちの意見も結構大事だと思います。ですから、非来館者ということで、1度も来たことがない方をターゲットにしていますが、この期間に来館しなくても、いろいろな意見を持っている方についても、アンケートに回答出来る様に考慮していただきたいと思います。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 ご意見ありがとうございました。まさしくこの2週間に来館した方の意見ということでございます。図書館というのは、さまざまな利用者が来られているということで、日々、自由に意見や要望を書けるものも設置してございます。そういった中でも、いろいろなご意見をいただいて改善するところは改善していきたいと思っております。

ある一定の期間を区切らないと、どうしても同じ人が複数回重複してアンケートに記入するということが生じてまいりますので、できれば期間としてはこのように考えさせていただいたのですが、今後、いただいたご意見につきましても取り入れながら、よりよいアンケート調査が実施できるように検討してまいります。

○委員長 せっかくアンケートをなさるのであれば、いわゆるお越しにならない方、もう直近で日程的にはベースが固まっていると思うのですが、これを逆に一つのばねにして、ぜひ逆手にとっていいパーセンテージ云々ではなく、結果が出ましたら、区のホームページ上に公表するなりして、そこに何かもっと努力すべきアドバイスが見つかるころだと思えます。その辺を強化していただきたいと思っております。

それでは、「その他」の事項に入ります。庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、「その他」について説明させていただきます。

本日は3件でございます。まず、1の「資料配付」でございます。「とうきょうの地域教育」ナンバー121、A4の冊子でございます。

続きまして、2の「出席依頼」、3件でございます。まず、1月16日土曜日、シンフォニーヒルズにおいて、小学校管楽器発表会、塚本委員にお願いいたします。続きまして、18日、中学校の音楽鑑賞教室②でございます。こちらについては天宮委員にお願いいたします。

続きまして、19日、中学校音楽鑑賞教室③④につきましては、竹高委員にお願いいたします。

なお、12月12日に実施されます、かつしかっ子宣言シンポジウムにつきましては、委員長の充て職となっておりますので、先ほどの選挙の結果を踏まえ、新委員長のご出席をお願いいたします。

次に、3といたしまして、次回以降の教育委員会予定でございます。記載のとおりでございますので、後ほどごらんおきください。

私のほうの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ここで、教育委員の方より発言等がありましたら、よろしくお願いいたします。

ご意見等ございませんか。

ないようですので、これをもちまして平成 26 年教育委員会第 11 回定例会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 1 1 時 5 5 分